

第1回チェックテスト
サンプル

3

(2) 6 ②

問題: 古代ギリシアに関する次の文章の(ア)~(ウ)に入る語句の組み合わせとして最も適当なものを、次の①~⑤の中から一つ選び記号で答えよ。 6

前5世紀初め、(ア)ペルシアがギリシアに侵攻し、ペルシア戦争が起こった。アテネは、(イ)の海戦に勝利し、諸ポリスとの間で(ウ)同盟を結成し、その盟主となった。やがて、スパルタ中心の同盟との間の戦いに敗れ、エーゲ海の覇権はスパルタに移った。

	ア	イ	ウ
①	ササン朝	アクティウム	ペロポネソス
②	アケメネス朝	サラミス	デロス
③	アケメネス朝	アクティウム	デロス
④	ササン朝	サラミス	ペロポネソス
⑤	アケメネス朝	アクティウム	ペロポネソス

解説: 世界史

古代ギリシアに関する出題である。

前5世紀初めには、すでにオリエント世界を統一していたアケメネス朝ペルシアがギリシアに進行し、ペルシア戦争(前500~前449)が始まった。アテネは前490年のマラ톤の戦いや前480年のサラミスの海戦に勝利した後、ペルシアの再侵攻に備えて諸ポリスとの間でデロス同盟を結成し、その盟主となった。こうした状況を背景に、アテネではサラミスの海戦で活躍した無産市民にも参政権が与えられ、ペリクレスの指導の下で古代民主制が完成した。しかし前5世紀後半、アテネ中心のデロス同盟とこれに対抗してスパルタを中心に結成されたペロポネソス同盟との間にペロポネソス戦争が起こり、結局スパルタが勝利した。前4世紀ごろになると、ポリス間の抗争が続く中で、傭兵の使用が一般化してポリス社会の秩序が内から崩れ、やがて、マケドニア王国のフィリッポス2世がカイロネイアの戦いで勝利すると、ギリシアの諸ポリスはその支配をうけるようになった。

(ア)・・・「アケメネス朝」が入る。

※ アケメネス朝・前550~前330。オリエントを統一したペルシア人の帝国。前550年キュロス2世の時にメディアを滅ぼして独立。次のカンビュセス2世の時、エジプトを征服してオリエントを統一した。ダレイオス1世(在位前522~486)の時代には、インダス川からエーゲ海にいたる最大領土を実現。ギリシアとのペルシア戦争は彼がギリシアへの遠征軍を派遣したことに始まる。前330年に、アレクサンドロス大王の東方遠征により滅亡した。

※ ササン朝・224~651。イラン高原南部のファールス地方を本拠としたイラン系の王朝。都はクテシフォン。アケメネス朝の後継者を名乗り、ゾロアスター教を国教とした。ホスロー1世の時代にエフタルを破って最盛期を迎えた。

(イ)・・・「サラミス(の海戦)」が入る。

※ サラミスの海戦・前480。ペルシア戦争時に、テミстокレスの計略で、ギリシア艦隊がペルシア艦隊をせま

いサラミス海道に誘い込み撃破した。これにより、漕ぎ手であった無産市民の地位が向上した。古代ギリシアでは、平民などが参戦する場合は、武器自弁であった。無産市民は、武器の自弁ができず、歩兵として参戦できなかったが、サラミスの海戦の時に、船の漕ぎ手として参戦することができたのである。

※ アクティウムの海戦…前31年に、オクタウィアヌスが、アントニウス・クレオパトラ連合軍を破ったのがアクティウムの海戦である。

(ウ)・「デロス(同盟)」が入る。

※ デロス同盟…前478年ごろ結成。ペルシア戦争後、ペルシアの再侵攻に備え、アテネを盟主に諸ポリス間で結成された軍事同盟。本部はデロス島に置かれた。加盟ポリスは軍資金を拠出したが、同盟の金庫がデロス島からアテネに移されると、アテネは勝手に資金を流用するようになり、これがアテネ繁栄の資金源となった。

※ ペロポネソス同盟…スパルタを盟主として、前6世紀に結成された軍事同盟。スパルタがペロネソス半島に位置することからこう呼ばれる。アテネ中心のデロス同盟との戦争がペロポネソス戦争である。

(4) ④ アメリカ独立宣言

問題: 次の文章は民主政治の成立に影響を及ぼしたある歴史的な文書の一部である。この文書の名称として最も適当なものを、次の①から⑤までの中から一つ選び、記号で答えよ。

われらは、つぎの真理が自明であると信ずる。すなわち、すべての人間は平等につくられ、造物主によって一定の譲り渡すことのできない権利をあたえられていること、これらの権利のうちには生命・自由、および幸福の追求が含まれていること。

- ① マグナ=カルタ ② 権利請願 ③ 権利章典
④ アメリカ独立宣言 ⑤ フランス人権宣言

解説: 政治経済(政治)

「民主政治の基本原則」から民主政治の成立に影響を及ぼした歴史的な文書に関する出題である。

アメリカ独立宣言²²(④:正解)は、1776年7月4日に、イギリスの植民地であった東部13州が一致して本国イギリスから独立することを宣言した文書である。のちに第3代大統領となるトマス=ジェファーソン²²(1743～1826年)が起草したとされる。自然権、社会契約説、人民主権、抵抗権・革命権などの思想が説かれており、フランス革命や南米の植民地の独立などに多大な影響を与えた。この1か月前に発表されたバージニア権利章典とほぼ同じ内容である。

以下に、アメリカ独立宣言の特に有名な部分を引用する。下線部は、それぞれ④「自然権」、⑤「社会契約説」、③「人民主権」、①「抵抗権・革命権」の思想が表れている。そのうち「自然権」「社会契約説」「抵抗権・革命権」についてはイギリスの政治思想家・ジョン=ロック²⁸ ²⁷教職 ²⁴ ¹⁹(1632～1704年)の思想の影響を受けている。

アメリカ独立宣言(抜粋)

われらは、つぎの真理が自明であると信ずる。すなわち、すべての人間は平等につくられ、⑤造物主によって一定の譲り渡すことのできない権利をあたえられていること、これらの権利のうちには生命・自由、および幸福の追求が含まれていること。また、これらの権利を保障するために、⑥人々のあいだに政府が組織されるも

のであり、これらの◎政府の正当な権力は被治者の同意に由来すること。さらに、どのような形態の政府であっても、これらの目的をそこなうようになる場合には、いつでも、④それを変更ないし廃止し、そして人民にとって安全と幸福をもっともよくもたらすとみとめられる原理にもとづいて新しい政府を設立し、またそのようにみとめられる形態で政府の権力を組織することが、人民の権利であること。永く存続してきた政府が些細で一時的な理由によって変革されるべきでないことは、まことに慎重な思慮の命ずるところである。

平成22年度採用試験・世界史で、アメリカ独立宣言とジェファソン、フランス人権宣言が出題されている。

※ **自然権**・人間が生まれながらにして有する権利であり、国家権力といえどもこれを奪うことができないものである、という考えに基づく。「**天賦人権**」ともいう。

なお、「生命・自由・幸福追求権」は、日本国憲法第13条にも見られる文言である。**囲み**は平成21年度採用試験の出題箇所である。[個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉]

日本国憲法 第13条 21 [個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉]	すべて国民は、個人として尊重される。 <u>生命、自由及び幸福</u> 追求に対する国民の 権利 については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
--	---

① **マグナ・カルタ**・1215年6月16日、イギリス王ジョンが、貴族たちの要求に応じて調印した63か条からなる憲法的文書。「大憲章」と記される。**封建貴族の既得権の承認**や法的手続きの確認を国王が認めたものであるが、王権の制限、法と政治の原則の確認をおこなった点で、**立憲政治の出発点**と言われる。

「マグナ・カルタ」と「**権利請願**(②)」「**権利章典**(イギリス)(③)」の3つを読み比べてほしい。3つとも、逮捕や課税などに関して王権を制限するという点で共通していることが確認できるだろう。

マグナ・カルタ(抜粋)	
第12条	いっさいの たてきん 楯金もしくは ちん 援助金は、朕の王国の一般評議会によるのでなければ、朕の王国においてはこれを課しない。……
第39条	自由人は、その同輩の合法的裁判によるか、または国法によるのでなければ、逮捕、監禁、差押、法外措置、もしくは追放を受けまたはその他の方法によって侵害されることはない。朕も彼の上に おもむ 赴かず、また彼の上に派遣しない。

② **権利請願**・1628年に**エドワード＝クック**(**コーク**:1552～1634年)らが起草し、イギリス国王**チャールズ1世**に対して、議会の同意のない課税や不法な逮捕などをしないよう議会在が提出した文書である。「議会の同意のない課税や不法な逮捕」を制限するという内容は、1215年の**マグナ・カルタ**(大憲章)にすでに書かれた内容であり、**権利請願**はこれをあらためて再確認したものである。この王権の制限という考えがその後**1689年**に出された**権利章典**(③)にも受け継がれているのである。

権利請願(抜粋)	
1	われらの至高の主たる国王陛下に対し、国会に召集された僧俗の貴族および庶民は、謹んでつぎのように奏上したてまつる。エドワード1世の治世につくられた通称「 承諾なき賦課金に関する法律 」とよばれる法律によって、大司教、司教、伯、バロン、騎士、市民、その他わが王国の庶民中の自由人、の快諾と同意がなければ、国王またはその相続人は、賦課金または援助金を課してはならない、と宣言され、規定されている。……
3	また「 イングランドの自由の大憲章 」とよばれる法律(マグナ・カルタ)によって、自由人は、その同輩の合法的裁判によるか、国法によるのでなければ、逮捕、監禁され、その自由保有地、自由、もしくはその自由な習慣を奪われ、法外措置もしくは追放を受け、またはその他いかなる方法によっても侵害されることはない。

い、と定めている。

- ③ **権利章典・名誉革命(1688～89年)**の時にオランダからウィレム夫妻がまねかれ、フランスに亡命したジェームズ2世に代わってウィリアム3世、メアリ2世として即位した。その王位継承と引き換えに、議会在が起草した権利宣言を承認し、議会在が同年この宣言を権利章典として制定した。これは**権利請願**や**人身保護法**を受け継ぎ、国民の生命・財産の保護などを定めたもので、これにより議会在主権に基づく立憲政治は確立された。

下線が出題箇所である。

権利章典(抜粋)

第1条 国王は、王権により、国会の承認なしに法律の効力を停止し、または法律の執行を停止しうる権限があると称しているが、そのようなことは違法である。

第4条 大権に名を借り、国会の承認なしに、国会が認め、もしくは認むべき期間よりも長い期間、または国会が認め、または認むべき態様とは異なった態様で、王の使用に供するために金銭を徴収することは、違法である。

- ⑤ **フランス人権宣言**²²・1789年のフランス革命時に出された宣言であり、正式名称は「**人及び市民の権利宣言**」という。人権の不可侵性や国民主権、抵抗権、権力分立など、民主政治の諸原則が盛り込まれた文書であり、アメリカ独立宣言と並び基本的人権の保障を確立した歴史的な文書である。第1条から第17条までである。

下線が出題箇所である。

フランス人権宣言(抜粋)

第1条 人は、自由、かつ権利において平等なものとして、出生し生存する。社会的差別は共同の利益の上にもみ設けることができる。

第2条 あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全及び圧制への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の原理は、本質的に国民に存する。……

第16条 権利の保障が確保されず権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法を持つものではない。

第17条 所有権は一の神聖で不可侵の権利である……

第16条の内容は、「憲法には、権利の保障が確保され、かつ、権力の分立が規定されていなければならない」と言い換えることができる。ここに「近代立憲主義」の理念が端的に示されている。すなわち、近代立憲主義とは、国民の権利・自由が保障され、権力分立によって権利の保障を確保することである。

日本国憲法の全103条のうち、前半は第3章「国民の権利及び義務」(第10条～第40条)が中心であり、主に「権利の保障」について規定されている。そして後半は第4章「国会」(第41条～第64条)、第5章「内閣」(第65条～第75条)、第6章「司法」(第76条～第82条)の「統治機構」、つまり「権力分立の規定」が中心である。日本国憲法の構造が、今から230年以上も前に書かれたフランス人権宣言第16条の内容と見事に符合していることがわかるだろう。

民主政治の成立に影響を与えた歴史的な文書や事件で重要なものを次の表にまとめた。国名や年代はもちろんだが、その内容についてもしっかり確認しておこう。

表. 民主政治の成立過程における事件や文書

国	年代	事件名／文書名	内容
イギリス	1215	マグナ・カルタ (大憲章)	ジョン王に対して封建貴族が不当な逮捕の制限、課税権の制限などを認めさせた63か条の文書。

	1628	権利請願	エドワード＝コーク(クック)が起草。チャールズ1世の暴政に対し議会の同意のない課税と不法逮捕に反対して議会が提出。
	1642 ～49	清教徒革命 (ピューリタン革命)	チャールズ1世が権利請願を無視したため王党派と議会派の対立により革命が起こった。クロムウェルがチャールズ1世を処刑して王政を廃止し、共和政をしいたが、クロムウェルの死後、王政復古。
	1688	名誉革命	無血革命とよばれる。王制復古後、再び議会を無視し専制政治を行ったため起こった。
	1689	権利章典	議会の同意のない法律停止・課税, 残虐な刑罰を禁止。 ウィリアム3世とメアリ2世が承認。議会主権に基づく立憲政治が確立。
アメリカ	1775 ～83	独立戦争 (独立革命)	イギリスの植民地政策に反対して起こったアメリカ植民地人民の独立戦争。
	1776	バージニア権利章典 (バージニア憲法)	人権を自然権として保障した世界最初の成文憲法。 自然権・社会契約・抵抗権・人民主権が特徴。
	1776	アメリカ独立宣言	ロックの影響が強い。自然権・社会契約・人民主権・抵抗権が特徴。アメリカ合衆国憲法は1787年制定, 1791年権利章典を修正条項として追加。
フランス	1789	フランス革命	絶対王政を打倒し, 共和制を樹立した。自由・平等・博愛がスローガン。
	1789	フランス人権宣言	「人及び市民の権利宣言」。 自然権, 人民主権, 権力分立, 所有権の不可侵性が特徴。

(7) 11 ⑤ 思想・良心の自由, 学問の自由

問題: 日本国憲法が明文で規定している自由権のうち, 「精神の自由」に分類されるものの組み合わせとして最も適当なものを, 次の①から⑤までの中から一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 表現の自由, 知る権利 ② 信教の自由, 教育を受ける権利 ③ 黙秘権, プライバシー権
④ 検閲の禁止, 環境権 ⑤ 思想・良心の自由, 学問の自由

解説: 政治経済(政治)

日本国憲法の定める**基本的人権**の分類に関する出題である。

日本国憲法の定める基本的人権は, 大別すると「平等権」「自由権」「社会権」「参政権」「請求権」の5つに分けることができる(ただしこの分類は絶対的なものではない)。次の表を参照してもらいたい。

表. 日本国憲法の規定する人権のリスト

基本的人権の一般原理		(1) 基本的人権の永久不可侵性(第11条, 第97条 ¹⁷⁾ (2) 人権の保持責任, 人権濫用の禁止(第12条) (3) 個人の尊重, 生命・自由・幸福追求権〔=包括的基本権〕(第13条) ²¹ (5)
自由権	精神的自由権	(1) 思想・良心の自由(第19条)(5:正解) (2) 信教の自由(第20条)(2) (3) 集会・結社, 言論・出版その他一切の表現の自由(第21条)(1) (4) 学問の自由(第23条)(5:正解)
	人身の自由	(1) 奴隷的拘束・苦役からの自由(第18条) (2) 法定手続きの保障(第31条)・「罪刑法定主義 ²⁰ 」を含む (3) 逮捕の要件(第33条)・令状逮捕と現行犯逮捕 (4) 抑留・拘禁の要件(第34条) (5) 捜索・押収の要件(第35条)・「令状主義 ²⁰ 」 (6) 拷問・残虐刑の絶対禁止(第36条) (7) 刑事被告人の権利(第37条) (8) 取調べ(自白)・拷問の禁止(第36条), 黙秘権(第38条)(3) = 自己に不利益な供述を強要されない自由など (9) 有罪のとき・1) 残虐な刑罰の禁止(第36条), 2) 二重処罰の禁止(第39条) (10) 無罪のとき・1) 刑事補償請求の権利(第40条), 2) 一事不再理の原則(第39条)
	経済的自由権	(1) 居住・移転／職業選択の自由(第22条) (2) 財産権の不可侵(第29条)
平等権	(1) 法の下での平等(第14条) ^{24教職} (2) 両性の本質的平等(第24条)→家族関係における男女平等 (3) 選挙権の平等(第44条)	
社会権	(1) 生存権(第25条) ^{24教職} ¹⁸ ・「健康で文化的な最低限度の生活」の保障 (2) 教育を受ける権利(第26条) ^{26教職} (2) (3) 労働基本権・勤労権(第27条) ・労働三権(第28条)・団結権・団体交渉権・団体行動権(=争議権)	
参政権	(1) 公務員の選定・罷免権, 普通選挙の保障, 投票の秘密(第15条) (2) 国会議員の選挙権・被選挙権の平等(第44条) (3) 憲法改正の国民投票(第96条) ²⁰ (4) 地方特別法の住民投票(第95条) (5) 最高裁判所裁判官の国民審査(第79条)	
請求権	(1) 請願権(第16条) (2) 国家賠償請求権(第17条) (3) 裁判をうける権利(第32条)・「裁判請求権」ともいう (4) 刑事補償請求権(第40条)	

各選択肢を検討する。

-
- ① 表現の自由, 知る権利・「知る権利」は, 新しい人権の一つとされる。知る権利は, 日本国憲法で保障されていると考えられているものの, 「明文で規定されている」とは言えないため, あやまりとなる。
 - ② 信教の自由, 教育を受ける権利・「教育を受ける権利」は自由権ではなく, 社会権である。
 - ③ 黙秘権, プライバシー権・「黙秘権」は正しくは, 「自己に不利益な供述を強要されない自由」(第38条)であるが, 精神の自由ではなく, 人身の自由の一つである。「プライバシー権」は憲法に明文の規定がなく, 新しい人権の一つとされる。
 - ④ 検閲の禁止, 環境権・「検閲の禁止」は, 第21条第1項の表現の自由との関連で, 第21条第2項保障されているものである。「環境権」は, 憲法に明文の規定がなく, 新しい人権の一つとされる。
 - ⑤ 思想・良心の自由, 学問の自由・正しい。いずれも, 精神の自由である。

4

(1) ② 15Ω

問題: ある電熱線に200mAの電流を流したところ, その電熱線の両端にかかる電圧が3Vであったとき, この電熱線の抵抗の大きさとし
て最も適当なものを, 次の①から⑤までの中から一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 0.015Ω ② 15Ω ③ 1500Ω ④ 600mΩ ⑤ 0.6Ω

解説: 物 理(オームの法則)

この問題では, 電熱線(抵抗)に流れる電流の大きさと, その電熱線の両端にかかる電圧の大きさが与えられている。それらを利用して, 抵抗の大きさを求めるとある。すなわち, 電流, 電圧, 抵抗の大きさの関係を利用しているので, オームの法則について, 実際に確かめてみる問題である。

今回求めるものは, 抵抗の大きさなので,

$$R = \frac{V}{I}$$

を利用する。しかし, 電流の大きさがmAという単位で表されていることに注意する。オームの法則を用いるときの単位は, A(アンペア)である。1A=1000mAであることを利用すると, 200mA=0.2Aであることがわかる。

したがって, 求める抵抗の大きさは

$$\begin{aligned} R &= \frac{3[\text{V}]}{0.2[\text{A}]} \\ &= \frac{30}{2} \\ &= 15[\Omega] \end{aligned}$$

したがって, ②が正しい。

ちなみに, ④の選択肢で用いられているmΩという単位は一般に使われる単位ではない。

(4) ④ 水蒸気(H₂O)

問題: 火山噴出物は大きく, 固体・液体・気体の各成分に分けられるが, そのうちの気体成分である火山ガスの主成分として最も適当な
ものを, 次の①から⑤までの中から一つ選び, 記号で答えよ。

- ① 一酸化炭素(CO) ② 二酸化炭素(CO₂) ③ 二酸化硫黄(SO₂)
④ 水蒸気(H₂O) ⑤ 硫化水素(H₂S)

解説: 地 学(マグマと火山噴出物)

火山活動に伴って, 地表に噴出するものを火山噴出物という。これには, 火山ガス, 溶岩, 火山灰など各種の状態, 形態のものがある。

表. 火山噴出物

気 体 (火山ガス)	ほとんどがH ₂ O(④:正解, 水蒸気) その他に, CO ₂ (②:二酸化炭素), HF(フッ化水素), HCl(塩化水素), SO ₂ (③:二酸化硫黄), H ₂ S(⑤:硫化水素)など
---------------	--

液体	溶岩, H ₂ O (鉱泉水・温泉水)など
固体 (火山放出物 ・火山碎屑物)	直径64mm以上の火山岩塊, 直径2~64mmの火山礫, 直径2mm以下の火山灰など

火山ガスには通常, 一酸化炭素(①), 二酸化炭素(②), 二酸化硫黄(③), 水蒸気(④), 硫化水素(⑤)のすべてが含まれる。特に, 火山や温泉特有の臭いは硫化水素や二酸化硫黄の匂いである。しかし, 火山ガスの組成比として最も多いのは水蒸気である。よって④が正解となる。

〔教職教養〕 解答・解説

1

第1回チェックテスト
サンプル

□□□□□

- 21 ⑤ ひとしく
- 22 ② 人格の完成
- 23 ④ 生涯にわたって

・日本国憲法第26条(教育を受ける権利・教育の義務)第1項からの出題である。

ゴシック囲みが出題箇所である。囲みは過去の出題箇所である。下線・波線・二重下線・太下線は強調・比較のために付した。傍点は、あとの説明のために付した。

日本国憲法 第26条 [教育を受ける権利・ 教育の義務] ★★★★31 28 26	すべて国民は、 <u>法律の定めるところにより</u> 、 <u>その能力に応じて</u> 、 <u>ひとしく</u> 教育を受ける権利を有する。 ②すべて国民は、 <u>法律の定めるところにより</u> 、 <u>その保護する子女に</u> 普通教育を受けさせる義務を負ふ。 <u>義務教育は、これを無償とする。</u>
---	--

21 には、「⑤ ひとしく」が入る。

日本国憲法第26条第1項及び第2項の「法律の定めるところにより」という委任を受けて、教育基本法第4条・第5条は次のようにさらに細かい規定を置いている。それらと比較してみる。

囲みは過去の出題箇所である。下線・波線・二重下線・太下線は強調・比較のために付した。

教育基本法 第4条 [教育の機会均等] ★★★★31 19 17	すべて国民は、 <u>ひとしく</u> 、 <u>その能力に応じた教育を受ける機会</u> を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。 ②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、 <u>経済的理由によって修学が困難な者</u> に対して、 <u>奨学</u> の措置を講じなければならない。
教育基本法 第5条 [義務教育] ★★★★3 28	国民は、 <u>その保護する子に</u> 、別に法律で定めるところにより、 <u>普通教育を受けさせる義務を負う。</u> ②義務教育として行われる <u>普通教育</u> は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において <u>自立的</u> に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。 ③国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。 ④国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、 <u>授業料を徴収しない。</u>

教育基本法第4条第1項前段の規定は、日本国憲法第26条第1項によく似ている。「能力に応じて(た)」「ひとしく」「教育を受ける」などの文言が共通しており、教育基本法第4条からも、「能力」「ひとしく」が出題されている。ただし、日本国憲法第26条第1項が「教育を受ける権利を有する」であるのに対して、教育基本法第4条第1項で

は「教育を受ける機会を与えられ」となっている点異なる。

教育基本法第4条第3項は、教育の機会均等を保障するため、「能力がある」にもかかわらず、経済的理由で就学(修学)が困難な者に対して、国や地方公共団体が奨学の措置を講ずべき義務を定めている。

また教育基本法第4条第2項は、平成18年の改正により新設された条文であり、障害のある者が、その障害の状態に応じて、十分な教育が受けられるように、国や地方公共団体が支援を講じるべき義務を定めたものである。

日本国憲法第26条第2項は、「義務教育」について定めたものである。この委任を受けて定められたのが教育基本法第5条の「義務教育」に関する規定である。

教育基本法第5条第1項は、保護者がその保護する子に対して普通教育を受けさせる義務を負うことを定めている。

さらに教育基本法第5条第1項では、「別に法律で定めるところにより」として、義務教育に関して学校教育法に委任し、学校教育法はこれを受けて第16条～第21条で義務教育に関するさらに細かい規定を置いている。ここでは学校教育法第16条のみ引用する。傍点は、あとの説明のために付した。

学校教育法 第16条 [義務教育] ★★	保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。
-------------------------------	--

教育基本法第5条第2項は、「義務教育の目的」を定めたものである。これを受けて学校教育法第21条には「義務教育の目標」が10項目にわたって定められている。

また、教育基本法第5条第3項・第4項は、「義務教育の根幹」である「(1)機会均等、(2)水準確保、(3)無償制」を定めている。解説については割愛するが、教育基本法第5条が日本国憲法第26条第2項の義務教育の規定の委任を受けて定められていることはおさえておこう。

・教育基本法第1条(教育の目的)からの出題である。

ゴシック囲みが出題箇所である。囲みは過去の出題箇所である。

教育基本法 第1条 [教育の目的] ★★★★22819	教育は、 人格の完成 を目指し、平和で民主的な国家及び社会の 形成者 として必要な 資質 を備えた 心身ともに健康な 国民の育成を期して行われなければならない。
--------------------------------------	--

22には、「② 人格の完成」が入る。

「① 個性の伸長」は「小学校学習指導要領」の「第6章 特別活動」や「中学校学習指導要領解説—総則編」の「第3章 第5節 3 生徒指導の充実」及び「生徒指導提要」などで使われている文言である。「③ 学問の自由」は**大問2**に出題した教育基本法第2条にある。「⑤ 文化の創造(を目指す)」は教育基本法前文にある。

「人格」については、教育基本法では次の3か所で使われている。

[比較]⇒「人格の完成」「人格を磨き」「人格形成」

教育基本法 第1条 [教育の目的] ★★★★22819	教育は、 人格の完成 を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
--------------------------------------	---

教育基本法 第3条 [生涯学習の理念] ★★★2 28 20	国民一人一人が、自己の <u>人格</u> を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その <u>生涯にわたって</u> 、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
教育基本法 第11条 [幼児期の教育] ★★★22	幼児期の教育は、生涯にわたる <u>人格形成の基礎</u> を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。
(1) 目指すのは「 <u>人格の完成</u> 」である。 (2) <u>生涯学習</u> によって「 <u>人格を磨く</u> 」。 (3) <u>幼児期の教育</u> だから、「 <u>人格形成の基礎</u> 」を培うのである。	

・ 教育基本法第3条(生涯学習の理念)からの出題である。

教育基本法第3条は平成18年の同法改正によって新設された。「あらゆる機会に、あらゆる場所において」の部分は旧法の第2条でも使われていた表現である。**ゴシック囲み**が出題箇所である。過去の出題箇所は**囲み**で示す。また、旧法と異なる部分を破線で示す。

教育基本法 第3条 [生涯学習の理念] ★★★2 28 20	国民一人一人が、自己の <u>人格を磨き</u> 、 <u>豊かな人生</u> を送ることができるよう、その <u>生涯にわたって</u> 、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる <u>社会の実現</u> が図られなければならない。
---	---

23 には、「④ 生涯にわたって」が入る。

本問が教育基本法「第3条」であることは示されているのだから、第3条の見出しが「生涯学習の理念」であることを知っていれば容易に正解できる。教育基本法はすべての条文について、他の法令は重要な条文について、それらの「見出し」も合わせて覚えるようにしよう。

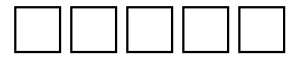
「① (その)能力に応じて」は、日本国憲法第26条(教育を受ける権利)で使われている。「能力に応じた」は教育基本法第4条(教育の機会均等)で使われている(下線部参照)。2つの条文を以下に引用する。**囲み**は過去の出題箇所である。

日本国憲法 第26条 [教育を受ける権利] ★★★31 28 26	すべて国民は、法律の定めるところにより、その <u>能力</u> に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する <u>子女</u> に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
教育基本法 第4条 [教育の機会均等] ★★★★★31 19 17	すべて国民は、 <u>ひとしく</u> 、その <u>能力</u> に応じた教育を受ける <u>機会</u> を与えられなければならないが、 <u>人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地</u> によって、教育上差別されない。 ②国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ③国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって <u>修学</u> が困難な者に対して、 <u>奨学</u> の措置を講じなければならない。

「⑤ 要請にこたえ」は、教育基本法第12条(社会教育)で使われている文言である(下線部参照)。

教育基本法 第12条 〔社会教育〕 ★★	個人の要望や <u>社会の要請</u> にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 ②国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
-------------------------------	---

社会教育は、教育基本法第3条の定める生涯学習と関連が深い。「生涯教育」とは、家庭教育、学校教育、社会教育、職場での教育、個人の自己教育などあらゆる教育を総合した概念である。日本では、1980年代に、学習者を主体とする「生涯学習」という表現に変わり始め、臨時教育審議会(1984～87年)でこの概念が定着した。そして2006(平成18)年の教育基本法改正により同法の基本理念として定められた。



40 ⑤ 主体的に学習に取り組む態度

解説: 沖縄の教育(学校教育における指導の努力点)

令和4年2月に「令和4年度版 学校教育における指導の努力点」が出された。

参照: <https://www.pref.okinawa.jp/edu/gimu/gakuryoku/gakuryoku/sidounodoryokuten.html>

令和3年度版から変更・追加された箇所については注意が必要である。

今回出題したのは指導の努力点のうち最初の「○ 確かな学力の育成」である。

令和3年度版の破線部の文が削除された。

ゴシック囲みが、今回の出題箇所である。囲みは過去の出題箇所である。

ゴシックは学習指導要領との比較のためのものである。

令和4年度版 学校教育における指導の努力点

沖縄県教育委員会

○ 確かな学力の育成

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要がある。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせ、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や向上心を育む指導に努める必要がある。

その際、子供たちの発達の段階を考慮して、子供たちの言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、子供たちの学習習慣が確立できるような取組を推進する。

加えて、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む必要がある。

参考までに「令和3年度版」を引用する。

令和3年度版 学校教育における指導の努力点

沖縄県教育委員会

○ 確かな学力の育成

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する必要がある。自ら課題を見つけ、自ら学び自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決するなどの「生きる力」を支える上で必要であり、生涯学習の視点におい

でも重要である。

学校においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、**主体的に学習に取り組む態度**を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要がある。

また、家庭・地域社会等と連携した豊かな体験活動を計画的・組織的に実施し、達成感・充実感を味わわせ、子供たちに目標の達成に向けて努力することの大切さに気付かせたり、その過程を振り返ったりする活動を通して、自己肯定感や**向上心**を育む指導に努める必要がある。

その際、子供たちの**発達の段階**を考慮して、子供たちの**言語活動**など、**学習の基盤をつくる活動**を充実するとともに、**家庭との連携**を図りながら、**子供たちの学習習慣が確立**できるような取組を推進する。

加えて、特別活動を要としたキャリア教育を推進し、子供たちのキャリア発達を促す取組を充実させ、**社会的・職業的自立**に向けた資質・能力を育む必要がある。

40には、「⑤ 主体的に学習に取り組む態度」が入る。

小学校学習指導要領の第1の2の(1)を引用する。**ゴシック**が「学校教育における指導の努力点」と共通する表現である。

【新】小学校学習指導要領

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。

(1) **基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。**その際、児童の**発達の段階**を考慮して、児童の**言語活動**など、**学習の基盤をつくる活動**を充実するとともに、**家庭との連携**を図りながら、**児童の学習習慣が確立**するよう配慮すること。

前半の2行以外は、そっくりである。前半の2行は、小学校学習指導要領解説総則編の第1章総説の記述と同じである。

小学校学習指導要領解説—総則編

第1章 総説

1 改訂の経緯及び基本方針

(2) 改訂の基本方針

③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる**普遍的な視点**である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善(**アクティブ・ラーニング**の視点に立った授業改善)を推進することが求められる。



50 ⑤ 教育を受ける権利

解説: 教育法規(いじめ防止対策推進法)

いじめ防止対策推進法第1条(目的)からの出題である。

ゴシック囲みが出題箇所である。下線は解説のために付した。ゴシックは重要だと思われる語句である。二重下線部の「心身」「生命」「身体」について他の条文との違いに注意しよう。

いじめ防止対策推進法 第1条 [目的] ★★	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の 教育を受ける権利 を著しく侵害し、その 心身の健全な成長及び人格の形成 に重大な影響を与えるのみならず、その 生命又は身体に重大な危険 を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、 いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処 をいう。以下同じ。))のための対策に関し、 基本理念 を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
---------------------------------	--

50 には、「⑤ 教育を受ける権利」が入る。

第1条では、まず、いじめについて、これを受けた「児童等の**教育を受ける権利**」を著しく侵害し、その**心身の健全な成長及び人格の形成**に重大な影響を与えるのみならず、その**生命又は身体に重大な危険**を生じさせるおそれがあるもの」と位置づけている。そのうえで、児童等の尊厳を保持するため、①いじめの防止等の基本理念、②国及び地方公共団体等の責務、③にいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定についての規定、④いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする、としている。

次に、「**いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処**をいう。以下同じ。))」に着目しよう。法令では「A、B及びC」を「A等」と言い換える例が数多く見られる。この場合、「A等」だからといって、「A」が重要だから強調されているわけではなく、「等」に含まれる「B、C」も同列であることに注意しよう。

たとえば、小学校学習指導要領で「各教科等」とあれば、「各教科」だけでなく、「道徳」「外国語活動」「総合的な学習の時間」「特別活動」も含まれていることを意識する。

いじめ防止対策推進法第1条で「いじめの防止等」とは「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう」のだから、それ以降の各条文中で「いじめの防止等」とあれば、「いじめの早期発見」や「いじめへの対処」も念頭に置いて読まなければならないということである。

「いじめの防止→いじめの早期発見→いじめへの対処」という流れをつかもう。

「沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～」(平成29年3月沖縄県教育庁義務教育課)には、次のように書かれている。

参照: <https://www.pref.okinawa.jp/edu/gimu/jujitsu/data/ijime.html>

1 はじめに(作成の目的)

いじめの問題は、いつ、どの学校においても起こりうるものとして取り組むべき課題であり、早期発見・早期対応にとどまらず、未然防止の取り組みが望まれる課題である。この「沖縄県いじめ対応マニュアル(改訂版)」は、そうしたいじめの問題に教職員全員、学校全体で適切且つ毅然とした態度で取り組んでいけるように作成

された。また、教職員一人一人に、いじめという問題に対する認識や取組姿勢、日ごろの取組について教職員全員が共通の認識を持つことができるように工夫している。

いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚できるよう、研修会等で本マニュアルの活用を図ってほしい。

